

白子町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ヘルメットとは、自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された新品のものであって、次のいずれかのマークが付されているものをいう。

- (1) SGマーク(一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。)
- (2) JCF公認マーク(公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。)
- (3) CEマーク(欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。)
- (4) GSマーク(ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。)
- (5) CPCSマーク(米国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、ヘルメットを使用する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) ヘルメットの購入日から補助金の交付を申請する日までの期間において、継続して本町に居住していること。
- (2) ヘルメットは、購入日の属する年度の2月末日までに購入したものであること。
- (3) 白子町又は他の自治体からヘルメットに係る購入費について補助を受けていないこと。
- (4) 白子町暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではないもの。
- (5) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ヘルメットの購入に要する経費(送料、装飾品等除く)の範囲内

で、1個につき購入金額の2分の1で2,000円を上限とする。

2 前項に規定する経費の額に100円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金を受けることができる回数は、補助対象者1人につきヘルメット1個分かつ1回限りとする。

（交付の申請及び請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白子町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ヘルメットを購入した日の属する年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の氏名及び住所が確認できる書類
- (2) ヘルメットの購入代金の支払手続が完了したことを証する書類
- (3) 補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (4) 第2条第1号から第5号までに掲げる認証の確認ができるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が未成年者のときは、特別な事情があるときを除き、その保護者（保護者に相当するものとして町長が認める者を含む。）が同項の申請を行うことができる。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、白子町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の申請に基づき、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 申請者又は添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。

（補助金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金

が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じなければならぬ。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。